

令和8年度京橋駅周辺の拠点整備にかかる検討調査業務委託募集要項
(公募型プロポーザル)

1 業務名称

令和8年度京橋駅周辺の拠点整備にかかる検討調査業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 目的と概要

大阪城公園周辺地域(以下、「当該地域」という。)では、「多世代・多様な人が集い交流する国際色あるまちづくりをめざす」森之宮周辺、「魅力ある複合的な国際拠点の形成をめざす」大阪ビジネスパーク駅周辺、京橋駅周辺の各エリアにおいて、都市再生緊急整備地域の方針等に基づきまちづくりを進めているところであり、観光、ビジネス、教育研究・イノベーション等多様な機能の集積が進んできている。

こうした中、当該地域においては、鉄道による地域分断や回遊性の確保に課題を抱える中、JR片町線・東西線の地下化を契機とし、広域道路ネットワークを構築する豊里矢田線の整備促進、JR大阪城公園駅周辺の歩行者空間の充実など地域内の回遊性の向上や人中心の空間整備の充実が期待できる状況である。

こうした状況を踏まえ、当該地域を新たなヒガシの拠点と位置づけ、更なる国際競争力の向上に向け、大阪城公園へ訪れる観光客の地域全体での回遊性の向上によるにぎわいの創出や、各エリアのイノベーション施設などの連携によるビジネス環境の充実等といった観点から3つのエリアを一体的に捉えたまちづくりを進めることが必要である。

そのため、事業者、行政など、まちづくりに関わる関係者の共通指針となるよう、既存のまちづくりの方向性などとの整合を図りつつ、目標や土地利用方針、基盤整備の方針などを定めた「大阪城公園周辺地域まちづくり方針」を令和7年5月に策定した。

本業務では、当該地域の中でも、大阪第4のターミナルであり世界や関西広域拠点を大阪でつなぐヒガシの玄関口である京橋駅周辺における都市基盤整備に関する検討や3Dモデルの作成、当該地域における国際的なイノベーション拠点形成に向けた検討、当該地域の特定都市再生緊急整備地域指定に向けた機運醸成イベントの企画・運営を行う。

(参考)・都市再生緊急整備地域大阪城公園周辺地域

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000148938.html>

(2) 業務内容

調査、検討項目は以下のとおりとし、本市と協議して決定すること。

1) 都市基盤整備に関する検討

大阪城公園周辺地域まちづくり方針に基づき、過年度の成果物を活用しながら、想定される都市基盤整備に関する検討を行い、都市計画(都市計画道路玉造筋線等)に必要な資料を作成すること。作成資料は以下の表に示す資料を基本とし、追加で必要な資料がある場合には、発注者と協議することとする。なお、検討対象範囲は別図1のとおり。

①交通結節点等の整備に関する検討

駅前広場における交通結節点や南北デッキ等の施設レイアウトについて検討を行うこと。過年度に整理した課題や必要機能・規模、及び、今年度別途業務で検討している将来歩行者流動の変化予測の結果等を踏まえ、施設レイアウト案の作成及び課題整理を行う。なお、施設レイアウト案の作成においては、車両（車種別）及び歩行者の動線計画の検討を含めるものとし、図示すること。また、駅前広場の施設配置に伴う条件設定（イノベーション拠点形成等）については、本市が指定する内容を反映させること。

②都市計画に必要な資料の作成

上記業務や過年度の成果物等を活用して、都市施設および地区計画の都市計画に必要な資料を作成すること。

（都市計画に必要な資料の一覧）

	作成図書の種類
1	計画書
2	総括図 1/25,000 以上
3	計画図 1/2,500 以上
4	参考図書 <ul style="list-style-type: none"> ・標準横断図、縦断図、詳細平面図（縮尺 1/500～1/1000 程度）、字界図（計画図と同じ縮尺）、区域界説明図（計画図と同じ縮尺） ・都市計画道路に付随する交通広場については上記に加え、広場面積算定根拠、交通動線図、駅勢圏図を添付すること
5	新旧対照表
6	新旧対照図
7※1	検討書

※1：都市計画変更の考え方についてまとめた資料であり、概ねの内容は下記のとおりとし、現状・課題の整理や課題を解消するための検討を行い、都市計画変更の実現性を整理すること。

- ・都市計画の廃止と都市施設の都市計画決定の目的・理由等前提条件を整理すること。
- ・整備内容（都市計画道路変更後の広場などの空間の確保について）

2) 3Dモデル作成

関係者間の円滑な合意形成を図るため、京橋駅周辺の空間の立体的な3次元データ化を行う。

①作成するデータ

- ・3Dモデルデータ
- ・作成したデータを含む閲覧用VRソフトウェア

なお、データや閲覧用VRソフトウェア要件については別紙1を参照すること。

②作成するデータの範囲

京橋駅周辺のエリアとして、別図2に示す範囲とする。ただし、詳細の範囲については、本市との協議の上決定する。

③作成するデータの種類

- ・京橋駅周辺の現況
- ・京橋駅周辺整備後の空間

(人中心の道路空間形成に向け、新たな歩行者動線(デッキレベル、地上レベル)および自動車動線、植栽、ベンチ、テーブル等を配置する。具体的な内容については、本市と協議の上決定する。)

④作成するデータの内容

道路空間及び、道路空間から見える建物側の情報を3次元データ化する。ただし、詳細については、本市との協議の上決定する。

- ・道路空間

車道及び歩道の路面、歩行者デッキ、歩行者通路、駅前ロータリー、その他地上機器、駐輪施設、照明柱、植栽(樹木)、ベンチなど

- ・建物空間

道路から見える建物、構造物の形状(外観、エントランス、庇など)

⑤主な作成方法

主な作成の手法については、以下の通りとし、これによらない場合は、同等の品質が確保される場合は、本市と協議の上変更することができる。

- ・令和7年度の地形図・道路現況図などを基本とする。

- ・平面的な空間を補正するとともに、歩行者デッキ等の新設構造物を本市提供データに基づき作成する。

- ・道路空間及び沿道建物の外観を現地で写真撮影などの踏査を実施し、3次元的な空間の補正及び外観を作成する。なお、外観の作成に当たっては、撮影した写真を活用する。

⑥留意事項

作成するデータの表示

作成するデータのレイヤなどについては、大阪市と協議の上決定する。

⑦貸与品

- ・大阪市道路現況平面図(台帳図)のCADデータ

- ・その他大阪市と協議の上決定した資料

3) 大阪城公園周辺地域における国際的なイノベーション拠点形成に向けた検討

当該地域は、大阪城公園周辺地域まちづくり方針に記載のとおり、地域内に多様な人材が集うだけでなく、大阪第4のターミナル(京橋駅)としての交通結節機能を活かしたエリア間の交流や、東西都市軸上での東大阪(ものづくり)やけいはんな学研都市(研究開発)との連携などの可能性を持ち、多様な地域特性・地域資源を有する。

こうした多面的かつ多様な人材が集まる地域特性から、偶然のつながり・出会いや、学術・研究・技術シーズとの予期せぬコラボレーション・技術融合により、新たな価値を創出する「イノベーション地区」としてのポテンシャルを持つと考えられる。

一方で、当該地域が国際的に「イノベーション地区」として認知される状態となるためには、概ね30年規模の長期的な視点に立った戦略が必要と考えられる。

そのため本検討において、世界・国内の事例の知見を基礎とし、多様な人材が集積・交流する都市型の「イノベーション地区」を当該地域で形成するにあたり、主に都市計画や都市空間形成の観点から、当該地区のうち京橋駅周辺で取り組むべき具体策について、下記内容に係る検討調査を実施し、「大阪城公園周辺地域まちづくり方針」の深度化を図る。

①京橋駅周辺におけるイノベーションを起こす空間形成に向けた検討

国内外のイノベーション地区 (Kendall Square、22@Barcelona、Pittsburgh Robotics Row 等) の先行事例 (国土交通省都市局が設置している「都市におけるイノベーション創発のあり方に関する検討会」の資料等に掲載) に基づくと、イノベーション創出にあたっては、偶然の発見や思いがけない出会いから生まれる新しいアイデアや発明が重要とされている。また、先行事例の成功の要因として、大学・研究拠点を核とした産学官民連携の運営体制、ミックスユース (用途混在)、若手人材定着策、行政支援・インフラ整備などが挙げられ、「イノベーション地区」を構成する物理的な要素としては、大学や研究所、イノベーション施設の他にも、偶然の出会いや交流が生まれる環境を、ウォークアブルな都市空間として戦略的に形成することが有効と考えられる。

このため、先行事例について、イノベーション創出につながる仕組みや仕掛けとともに、空間形成のコンセプトや地域特性を踏まえた調査を行う。また、実際にクリエイター等を対象としたヒアリングを実施し、先行事例の調査結果とヒアリング実施結果を合わせて、京橋駅周辺におけるイノベーションを起こすための具体的な仕組みや仕掛けと、空間形成のコンセプトを検討する。

②イノベーション地区形成方策・ロードマップ提案

上記の検討結果にもとづき、当該地域で「イノベーション地区」を実現するための都市空間・施設計画、用途混在・偶発性設計、若手人材・クリエイター定着型住宅政策、官民連携による運営組織、行政による規制緩和・インフラ整備、長期的視点に立った実行ロードマップ (10～30 年単位での展開)、「大阪城公園周辺地域まちづくり方針」への反映案を具体的に提案する。特に、用途の誘導や、当該地域での実証実験の展開、偶発性向上に資する都市デザインを盛り込む。

③その他

調査・提案の過程では、国土交通省都市局が設置している「都市におけるイノベーション創発のあり方に関する検討会」の資料や大阪市から提供する資料を十分参照すること。また、検討内容については、「4) 大阪城公園周辺地域の特定都市再生緊急整備地域指定に向けた機運醸成イベントの企画・運営」における企画内容に盛り込むものとし、実施結果も踏まえて方策やロードマップを提案すること。

④本業務の工程について

工程は発注者と協議のうえ確定すること。現時点の想定は以下のとおり。

- ・中間取りまとめ (9 月中旬頃) : 大阪城公園周辺地域まちづくり方針案の素案 (本文たたき台、図表素案、推進方策・ロードマップ素案)
- ・最終取りまとめ (12 月) : パブリックコメントを踏まえた修正案 (最終版相当)

4) 大阪城公園周辺地域の特定都市再生緊急整備地域指定に向けた機運醸成イベントの企画・運営

当該地域において、「大阪城公園周辺地域まちづくり方針」に掲げるまちづくり目標の実現に向けた機運醸成のため、令和 7 年 5 月 13 日に策定した、「大阪城公園周辺地域まちづくり方針」及び、令和 7 年 12 月に設置した「大阪城公園周辺地域イノベーションプラットフォーム」(以下、「プラットフォーム」という。) の取組など関連する取組内容を踏まえ、効果的なプロモーションにつながるシンポジウム等の内容を企画し、運営すること。

①シンポジウム等の運営・開催補助

「大阪城公園周辺地域まちづくり方針」に掲げる、目標のうち、特に、「国際的なイノベーション拠点の形成や国際人材の受入環境の整備、人・モノ・情報の交流の促進」の実現に向けた機運醸成を図ることを目的にシンポジウム等（1回）の効果的な開催内容・手法を検討し、その企画及び開催に向けた準備、資料作成及び運営補助を行う。

シンポジウム等の開催時期は、令和8年10月頃までの間とし、発注者と別途協議のうえ、プラットフォーム構成員が主催するイベントと連携して開催するなど、より効果的な開催日程となるよう調整するものとする。（プラットフォーム構成員が主催するイベントは発注者から情報提供する。）

なお、開催に要する諸経費（会場費、講演者・登壇者への報償費等）は、本業務委託費に含むものとする。

- ・実施内容の企画
- ・プログラム、シナリオ、当日映写資料及び配布資料の作成補助
- ・会場の手配、会場レイアウト作成、掲示物・備品等の準備

なお、100名以上が収容可能で、以下の駅 ※から徒歩約10分以内の会場とする。

（※京橋駅、大阪ビジネスパーク駅、森之宮駅）

- ・講演者・登壇者とのシナリオ・資料調整
- ・告知用チラシの作成・印刷（A4縦両面カラー約100部）・サイネージデータ作成
- ・参加申込の受付及び、申込希望者等からの問い合わせに対応できる体制の構築
- ・会場設営、受付、動画撮影、スチール撮影、PC類操作、司会、進行
- ・議事録・報告書の作成

5) 関係者との協議補助

- ・打合せ資料を作成し、関係者からの意見を踏まえ随時修正すること。
- ・必要に応じて、打合せに同席し、議事録を作成すること。

3 契約条件等に関する事項

(1) 予算規模（契約上限額）

金 16,720,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 費用支払

契約期間内に成果品が納品された後、本市による内容の検査を経て、契約金額を支払うものとする。

(3) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(4) 業務委託契約書

別添「業務委託契約書（案）」参照

※「業務委託契約書（案）」は現時点での案であり、今後変更となる場合がある。

※「業務委託契約書（案）」にある「設計図書（仕様書等）」は、本要領の記載内容及び受託者の提案内容等を踏まえて、今後作成する。

（５）業務報告書等の作成

①業務の着手時に提出する書類

- ・業務着手通知書（１部）
- ・業務実施計画書及び行程表（１部）
- ・管理技術者通知書（１部）

②業務の実施中に提出する書類

- ・業務打合せ書（１部 必要に応じて、随時）
- ・貸与品借用書、返納書（１部 必要に応じて、随時）

③業務完了時に提出する書類

- ・業務完了通知書（１部）
- ・納品書（１部）

④成果品

- ・報告書（２部）
- ・報告書概要（２部）
（報告書の概要をA4またはA3判2～3枚程度にまとめたもの）
- ・その他、業務によって得られた資料一式
- ・上記の電子データ CD-ROM（４部）

※文章、表及び数値データ、図等は、基本的にはMicrosoft Office Word、Excel、PowerPoint、複雑な図面類については、Illustrator、shape形式等で作成することを標準とし、これらによらない場合は、本市と協議の上使用ソフトを決定すること。

※外観からタイトル・内容等がわかるようにすること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウイルスソフト並びにウイルスチェックの日付をCD-ROMに記入すること

※成果品については、できる限り再生紙を使用すること。

（６）契約期間

契約日から令和9年3月31日（水）

4 再委託等の禁止

（１）業務等の全部を一括して、または次の主たる部分を第三者に再委託することはできない。
（主たる部分）

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（２）コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、大阪市の承諾を必要としない。

（３）前記（１）及び（２）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により大阪市の承

諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式もしくはプロポーザル方式で受注者を選定したときはこの限りではない。
- (5) 業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

5 応募資格

次に掲げる要件の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認められた者は、プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申請書等の交付期限から審査結果通知日までの間のいずれの日においても、大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成7年4月1日制定）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（平成23年9月1日制定）に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 令和8・9・10年度大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）にて種目「500:建設コンサルタント（業務種別）511:都市計画及び地方計画（登録部門等）」で入札参加資格を有していること。（共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体の構成員代表者が入札参加資格を有していること。）
- (5) 共同企業体での参加を希望する場合は、業務委託特別共同企業体結成届および業務委託特別共同企業体協定書の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で参加することはできない。

(6) 関係会社の参加制限

当該プロポーザルに参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できないものとする。

- ① 親会社と子会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社及び子会社。以下同じ）の関係にある場合。ただし、子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下、更生会社という）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。ただし、子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- ③ 一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が、更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

6 スケジュール

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ・ 公募開始 | 令和8年5月7日(木) |
| ・ 参加申請関係書類の提出期限 | 5月21日(木) |
| ・ 参加資格決定通知 | 5月26日(火) |
| ・ 質問受付締切 | |
| 参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項 | 5月12日(火) |
| 提案書に関する事項 | 6月2日(火) |
| ・ 企画提案書の提出期限 | 6月8日(月) |
| ・ プレゼンテーション | 6月15日(月) |
| ・ 選定結果通知 | 6月22日(月) |
| ・ 契約締結・事業開始 | 7月上旬頃 |
| ・ 事業完了 | 令和9年3月31日(水) |

7 受託者の選定にあたっての手続き等に関する事項

(1) 書類の交付

① 交付書類

- (ア) 令和8年度京橋駅周辺の拠点整備にかかる検討調査業務委託募集要項(公募型プロポーザル)(本文書)
- (イ) 参加申請書
- (ウ) 誓約書
- (エ) 業務委託特別共同企業体結成届
- (オ) 業務委託特別共同企業体協定書(例)
- (カ) 提案書の作成について
- (キ) 提案書(様式1-様式5)

① 交付書類交付期間

令和8年5月7日(木)から令和8年5月21日(木)まで

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

② 交付書類交付場所等

- ・ 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局開発調整部開発計画課
- ・ 大阪市ホームページ
掲載ページ(予定):「産業・ビジネス」>「入札契約情報」>
「業務委託入札等情報(測量・建設コンサルタント等含む)」>
「プロポーザル方式等発注案件」>
「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」

(2) 参加申請書及び参加資格審査資料による提案書提出者の決定

当該プロポーザル方式による受託者選定手続きへの参加を希望する者は、次のとおり、参加申請書等を提出すること。

①提出書類

「7（1）①交付書類」のうち（イ）～（オ）を提出すること。

- ・（エ）、（オ）は業務委託特別共同企業体を結成する場合のみ提出すること。
- ・（オ）については交付書類を基に作成した協定書の写しを提出すること。
- ・記入に当たっては、「5 応募資格」を参照すること。

②提出部数

正1部

③提出期間

令和8年5月7日（木）から令和8年5月21日（木）（必着）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

④提出場所

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局開発調整部開発計画課

⑤提案書の提出者決定・非決定通知日（予定）

令和8年5月26日（火）

（3）委託事業者の決定

「7（2）⑤提案書の提出者決定・非決定通知日（予定）」において提案書提出者として本市より通知された者は、次のとおり、提案書等の提出、プレゼンテーションを行うこと。

①提出書類

「7（1）①交付書類」のうち（キ）及び「7（3）⑤プレゼンテーション」に定めたプレゼンテーション当日に使用するプレゼンテーション資料を提出すること。

②提出部数

9部（正1部、写し5部、審査用3部）（クリップ止めとし、製本はしないこと）

※提案書及びプレゼンテーション資料の電子データ一式を保存しCD-ROMを併せて提出すること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウイルスソフト並びにウイルスチェックの日付をCD-ROMに記入すること。

※電子データについてはMicrosoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、本市と協議の上使用ソフトを決定すること。

※審査用3部は、正の資料から提案書提出者が特定される情報（会社名等）を削除（黒塗りなどの加工を行ったもの）した資料とする。

③提出期間

令和8年5月27日（水）～6月8日（月）午後5時30分（必着）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

④提出場所

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局開発調整部開発計画課

⑤プレゼンテーション

提出した提案書及びプレゼンテーション資料をもとに、業務の実施計画等について、プレゼンテーションを行うこと。

(ア) 日 時 令和8年6月15日(月) ※開始時刻は別途通知

(イ) 場 所 計画調整局 第1会議室(大阪市役所本庁舎)

(ウ) 説明時間 1者あたりの時間は応募数により調整し、別途通知

⑥審査

提出書類及びプレゼンテーションをもとに、業務実施体制、業務実施計画、全体的な実施方針に対する提案(選定基準参照)を審査し、合計点が最も高い1者を選定する。合計点と同じ提案者が複数いた場合は、特定テーマ及び全体的な実施方針(小計80点)の点数が最も高い1者を選定する。ただし、審査の結果、すべての提案が要求水準である合計点数72点以上を満たさない場合は理由を明らかにし、委託事業者を選定しないことができる。

⑦失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

(ア) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

(イ) 他の参加者と提案の内容またはその意思について相談を行うこと

(ウ) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して提案の内容を意図的に開示すること

(エ) 提出書類に虚偽の記載を行うこと

(オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

⑧結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

(4) 本公募に関する質問等について

①質問について

(ア) 提出期間

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項について

令和8年5月7日(木)～5月12日(火) 午後5時30分(必着)

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

- ・提案書に関する事項について

令和8年5月27日(水)～6月2日(火) 午後5時30分(必着)

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

(イ) 提出方法

- ・書面、FAXまたはメールにより提出すること。メールによる提出の場合、件名「質問：令和7年度京橋駅周辺のまちづくり検討調査業務委託」とし、FAXかメールにて提出した際には電話にて担当まで着信確認を行うこと。

(ウ) 受付場所

場所：大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局開発調整部開発計画課

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話番号：06-6208-7894

F A X 番号：06-6231-3751

メールアドレス：ea0009@city.osaka.lg.jp

②回答について

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項についての回答は、令和8年5月14日（木）に大阪市ホームページに掲載する。

掲載ページ：「産業・ビジネス」 > 「入札契約情報」 >

「業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）」 >

「プロポーザル方式等発注案件」 >

「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」

- ・提案書に関する事項についての回答は、令和8年6月3日（水）に本市から提案書の提出を依頼したすべての者に、参加申請書「3 提出書類に関する連絡先」記載の E-mail アドレス宛て送信する。

8 その他の留意事項

- (1) 参加申請書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) メール・FAX による提出書類の受付は行わない。
- (3) 参加申請書及び参加資格審査資料提出期間に参加申請者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1 者のみの参加申請となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。
- (4) 参加申請書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。
 - <場 所> 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ
 - <時 間> 午前9時～午後5時30分まで（午後0時15分～午後1時を除く）
- (5) 提案書の提出期間に提案者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1 者のみの提案となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。
- (6) 評価結果及び選定結果は、決定後速やかに本市ホームページに掲載し、選定されなかった者には、選定されなかった旨及び理由を通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。
 - <場 所> 提案書提出場所に同じ
 - <時 間> 午前9時～午後5時30分まで
(午後0時15分～午後1時を除く)
- (7) (4) 及び (6) の申出に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、下記にて書面により行う。
 - <場 所> 参加申請書等提出場所に同じ
- (8) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は返却しない。また、提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本プロポーザル方式による受注者の選定

以外の目的には使用しない。

- (9) 日程を変更する場合はその都度連絡する。
- (10) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本市情報公開請求の対象となる。
- (11) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (12) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (13) 審査結果の通知後、契約締結までに提案書を提出した者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

■選定基準

評価項目		評価の着眼点		配点
業務実施体制	実施体制の的確性	担当スタッフの動員計画・実施体制		10
	管理技術者	同種又は類似業務の実績内容		5
		専任性(他業務との兼務状況)		5
業務実施計画	業務の理解度	目的、検討内容等の理解度		10
	実施手順	実施手順の妥当性		5
		工程計画の妥当性		5
	実施のポイント (特定テーマ)	①	戦略性や独創性、実現性	40
		②	事例の着眼点や留意点の適切性、及び提案理由の妥当性	30
全体的な実施方針		当該業務に係る提案が優れたものであり、かつ実施手法が効果的であるかどうかを全体的に評価する		10
合 計				120

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

3Dモデル作成にかかる要件

■利用するVRソフトウェアについては以下の要件を満たすものとし、発注者と協議して決定する
○VRソフトウェアの基本的要件

- ① 制作されたVRはWindows及びMacOSX環境にて起動できること
(成果品のVRソフトウェアは、下記のWindows環境で正常に動作するよう、動作確認を行うこと。)
- ② OS : Windows10、CPU : Intel Core i5-8500 以上、RAM : 4GB 以上、ビデオコントローラ : Intel-UHD630 相当以上のスペックにて、30FPS の動作性を確保できること。
- ③ VRの起動条件 : EXE 形式 (事前インストール不要のこと)
- ④ VR空間の機能全体をフリーライセンスで利用できること
- ⑤ 利用PCを増やした際に新たなライセンス料が発生しないこと
- ⑥ スタンドアロン (インターネット非接続状態) で、下記(1)(2)全機能が利用できること
- ⑦ CDROM もしくは DVDROM 1 枚に収まる程度のデータ容量で、インターネットなどを經由して関係各所に容易に配布できること
- ⑧ データ活用の観点からBIM・CIM連携は可能であることとするが、専門性の高いBIM・CIMデータ等とは異なるコンテンツで作成すること
- ⑨ 関係各所において議論・検討される内容に即したデータの追加修正及び更新を継続的にできること
- ⑩ 将来の計画変更や検討事項、機能追加などに容易に対応可能なソフトウェアとすること
- ⑪ 大阪市が保有する他事業で作成された3次元モデルデータなどを合成可能とし、課題検討機能などを継承・更新しつつ、全体的な構想への活用を可能とすること。

○VRソフトウェアのインターフェース

(1)空間レビュー性能

- ① 全体掌握のための鳥瞰飛行および利用者目線での空間確認・動線確認のためのウォークスルーがマウスなどの操作で自由自在にできる機能
- ② 計画案 (複数) を入れ替え対比させる比較検討機能
- ③ 空間内の任意の位置に簡易な操作で樹木や屋外添景物などのボリュームを挿入・配置することを可能とし、挿入・配置したオブジェクトを次回起動時に再現できる機能 ※挿入するオブジェクトは別途協議の上決定する
- ④ VR画面上の2点間の距離を測定できる機能
- ⑤ 対象地域における日影の動的変化を連続的に表示できる機能
- ⑥ 空間内の各種構成要素を、ギズモなどによる直感的な操作で、拡大縮小・回転・拡大縮小・取り消しが行えることにすること。

(2)プレゼンテーション性能

- ① 説明用パワーポイントの中から直接コンテンツを呼び出せる機能 (ハイパーリンク)
- ② 定められた重要視点場にジャンプするビューポイントジャンプ機能
- ③ 上記の重要視点場を、VR画面上の任意の場所にて、設定、記録、保存できる機能
- ④ VR画面上の任意の点をクリックすると、自動的にVR上の視点がクリックした地点に移動できる機能
- ⑤ VR画面上の視野角及び視点の高さを、自由に設定できる機能
- ⑥ シナリオのあるプレゼンテーションに対応するアニメーション機能およびそのルート編集機能および共有機能
- ⑦ VR画面上に2次元地図データを表示し、視点位置を同一画面上に表示できる機能
- ⑧ 任意の視点から見た画像を画像ファイルとして出力できる機能

(3)関係者間共有・情報公開性能

- ① 将来的な事業内容のパブリシティへの展開を見据えた、AR技術などによる拡張性 (スマートフォンやタブレット、スマートグラスでの動作を想定)
- ② 検討画面の使用や各種資料への転載、アニメーション動画などの公開において、大阪市の判断の下で自由に使用できること

